

県第百二十八号議案

財産の無償貸付けについて

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第六号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、県議会の議決を求める。

平成十八年十二月六日提出

広島県知事 藤 田 雄 山

一 財産の表示

所在地	種別	地目、構造又は種目	面積又は数量
庄原市三日市町字山ノ崎二〇番一七	土地 建物	宅地 鉄筋コンクリート造四階建て 鉄筋コンクリート造平家建て	一、五三四・九〇平方メートル 二棟 延べ一、七五一・九〇平方メートル
	〃	鉄筋コンクリート造平家建て	二棟 三八・五〇平方メートル
	〃	コンクリートブロック造平家建て	一棟 六・八二平方メートル
	〃	鉄骨造平家建て	二棟 一八・五九平方メートル
	〃	舗床	五個
	〃	雑工作物	三個
庄原市戸郷町字下組一番四外三筆	土地 建物	宅地 鉄筋コンクリート造四階建て 鉄筋コンクリート造平家建て	二、五五三・七五平方メートル 二棟 延べ二、〇八五・〇七平方メートル
	〃	コンクリートブロック造平家建て	二棟 七〇・一〇平方メートル
	〃	鉄骨造平家建て	一棟 六・八一平方メートル
	〃	貯槽	二棟 二八・六〇平方メートル
	〃	土留	一個
	〃	舗床	一個
	〃	雑工作物	二個
	〃	樹木	一個 二八二本
三原市田野浦一丁目七八三番一	土地 建物	宅地 鉄筋コンクリート造五階建て 鉄筋コンクリート造三階建て 鉄筋コンクリート造平家建て	四、六七四・〇七平方メートル 二棟 延べ三、四二九・七二平方メートル
	〃	鉄骨造平家建て	一棟 延べ四〇六・〇二平方メートル
	〃	鉄骨造平家建て	二棟 三三・七七平方メートル
	〃	鉄骨造平家建て	三棟 六二・五〇平方メートル
	〃	工作物	一〇〇メートル

二 貸付期間

平成十九年四月一日から

平成二十一年三月三十一日まで

三 相手方

広島市南区宇品東一丁目

公立大学法人 県立広島大学

立竹木	〃	〃	〃
樹木	雑工作物	電柱	貯槽
五本	一八個	三本	一個